

大学共同利用機関法人人間文化研究機構災害補償規程

平成21年9月18日
規程第122号

一部改正 令和6年3月25日

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構（以下「機構」という。）に勤務する職員が労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)第7条第1項第1号に規定する業務災害(以下「業務災害」という。)若しくは同項第2号に規定する通勤災害(以下「通勤災害」という。)により死亡し、又はこれらの災害により身体に障害(負傷又は疾病をいい、これに起因する後遺障害を含む。)を被った場合において、労働基準法(以下「労基法」という。)又は労災保険法に基づく補償又は保険給付に加えて、機構が行う補償(以下「法定外災害補償」という。)について定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この規程は、機構に雇用されている者（以下「職員等」という。）を対象とする。

- 一 職員就業規則が適用される職員及び大学共同利用機関の長
- 二 地域研究推進センター研究員
- 三 契約職員、パートタイム職員及び再任用職員
- 四 外国人研究員

(業務上災害補償)

第3条 機構は、職員等が業務上の事由により身体障害を被ったとき、当該職員等又はその遺族（機構の決定する遺族とする）に対して法定外災害補償を行なう。

2 前項に定める身体障害があっても、次の各号に該当する身体障害はこの規程を適用しない。

- 一 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、暴動その他これらに類似の事変による身体障害
- 二 地震、噴火、津波、風土病又は核燃料物質（その汚染物を含む）による身体障害
- 三 職員等の故意、故意の犯罪行為又は重大な過失によって生じた当該職員等の身体障害
- 四 車両の泥酔運転又は無免許運転の間に生じた当該運転職員等の身体障害
- 五 その他機構長が別に定める事由による身体障害

(通勤災害補償)

第4条 労災保険法上業務外の事由とされた通勤災害による身体障害については、労災保険法上の通勤災害に該当する場合に限り、前条の規定を準用し法定外災害補償を行う。

(補償の内容)

第5条 この規程により行なう法定外災害補償の種類は、次の各号のとおりとする。

- 一 休業補償
- 二 休業特別支給金
- 三 障害補償
- 四 遺族補償

2 前項各号に係る法定外災害補償の内容は、別紙のとおりとする。

(第三者補償との関係)

第6条 業務災害又は通勤災害が第三者の行為によって生じた場合において、職員等が加害者から前条の法定外災害補償に相当する損害賠償を受けた場合には、その限度において法定外災害補償を行わないものとする。

(解釈上の疑義の取扱い)

第7条 業務上外の認定等この規程に定める事項につき疑義を生じたときは、労基法及び労災保険法の規定及びその運用解釈による。

附 則

この規程は、平成21年9月18日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年3月25日から施行する

別紙（第5条関係）

1. 休業補償

労災保険法上の通勤災害の療養のため、勤務することができず給与を受けない場合においては、当該勤務できない日の第1日目から第3日目までに対し、労基法第76条を準用して休業補償を支給する。

2. 休業特別支給金

労災保険法上の業務上災害又は通勤災害の療養のため、勤務することができず給与を受けない場合においては、当該勤務できない日の第1日目から第3日目までに対し、労災保険法第29条及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則第3条を準用して休業特別支給金を支給する。

3. 障害補償

業務上の負傷・疾病が治癒した後身体に障害が存するときは、その障害の程度に応じて次表に定める額を支給する。障害等級は労災保険法にしたがう。障害が2以上ある場合、または障害の程度を加重した場合は、労災保険法の規定を準用し障害等級を決定する。

区分 (障害等級)	補償額	
	業務上災害	通勤災害
後遺障害1級	機構が加入している国立大学法人総合損害保険の労働災害総合保険特約における保険金額	
後遺障害2級		
後遺障害3級		
後遺障害4級		
後遺障害5級		
後遺障害6級		
後遺障害7級		
後遺障害8級		
後遺障害9級		
後遺障害10級		
後遺障害11級		
後遺障害12級		
後遺障害13級		
後遺障害14級		

4. 遺族補償

業務上死亡した場合は、遺族に対し次の額を支給する。ただし、障害補償支給後再発のため死亡した場合は、遺族補償額から給付を行なった障害補償額を控除した差額を支給する。

	補償額	
	業務上災害	通勤災害
死亡	機構が加入している国立大学法人総合損害保険の労働災害総合保険特約における保険金額 1130	